

国立民族学博物館フォーラム型人類文化アーカイブズ委員会規程

〔 令和 4 年 5 月 2 4 日
規程 第 3 号 〕

（設置）

第 1 条 国立民族学博物館「フォーラム型人類文化アーカイブズの構築にもとづく持続発展型人文科学研究の推進（以下「フォーラム型人類文化アーカイブズ」という。）」の運営に関する事項を審議するため、フォーラム型人類文化アーカイブズ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- （1）フォーラム型人類文化アーカイブズの戦略・制度設計・計画策定に関する事項
- （2）フォーラム型人類文化アーカイブズの予算及び実施に関する事項
- （3）フォーラム型人類文化アーカイブズ個別プロジェクトの進捗及び調整に関する事項
- （4）フォーラム型人類文化アーカイブズの点検・評価に関する事項
- （5）その他フォーラム型人類文化アーカイブズに関する事項

（組織）

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1）副館長（研究・国際交流・IR 担当）
- （2）情報管理施設長
- （3）館長が指名する研究教育職員 3 名
- （4）研究協力課長
- （5）情報管理施設の課長
- （6）その他館長が必要と認めた者

2 必要に応じ、個別プロジェクトの代表者を参加させた拡大委員会を開催するものとする。

（任期）

第 4 条 前条第 3 号及び 6 号に掲げる委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとし、再任は妨げない。

（委員長）

第 5 条 委員会に委員長を置き、副館長（研究・国際交流・IR 担当）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

（副委員長）

第 6 条 委員会に副委員長を置く。

2 副委員長は、委員長が指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員（外国出張等海外渡航者を除く。）の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第8条 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が指名する委員及び委員以外の職員をもって構成する。

3 専門部会長は、委員長が指名する。

4 専門部会に関する事項については、別に定める。

(意見の聴取)

第9条 委員会が必要と認めるときは、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(評価)

第10条 評価に係る要項等は、別途定める。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、研究協力課において処理する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営上必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年5月24日から施行し、令和4年4月1日から適用する。